議第66号

財産の処分につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年6月4日

高島市長 福 井 正 明

財産の処分につき議決を求めることについて

次のように財産を処分することにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定に基づき、議決を求める。

1 処分する財産の種類

構築物

2 処分する財産の明細

| 名 称 | 所 在 地 | 構造および規模 |
|--------------|--------|-----------------|
| マキノ農業公園施設 | 高島市マキノ | 金属造 面積3.0ha |
| りんご園、ぶどう園、さく | 町石庭、辻地 | 内訳 |
| らんぼ園の果樹棚、雨よけ | 先 | りんご園 1. 5 h a |
| 施設等附帯施設一式 | | ぶどう園 1.0 h a |
| | | さくらんぼ園 O. 5 h a |
| マキノ農業公園施設 | 高島市マキノ | コンクリート舗装等 延 |
| 沿道修景並木道(遊歩道等 | 町寺久保、石 | 長約1.9 k m |
| 附带施設一式) | 庭、辻、沢地 | |
| | 先 | |

3 処分の相手方

農事組合法人マキノ町果樹生産組合

4 処分の方法

譲与

5 処分年月日

令和2年6月30日

6 処分の理由

施設の適切な維持管理を図り、組合員が主体的に活用する農業用施設 として、農事組合法人マキノ町果樹生産組合に譲与するものである。